

海外で貴重な体験をしてみよう

平成22年度 福生市青少年海外派遣生を募集します!



昨年の海外派遣の様子 (フェリーに乗って研修)

概要 アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市を中心に、ホームステイ、語学研修、校外学習、野外活動、都市の視察など

派遣期間 7月21日～8月3日(12泊14日)

募集人員 12人

参加負担金 12万円(パスポート取得印紙代、小遣い等を除く。)

応募資格 次の要件に該当する方

- ①平成22年4月1日時点で、学校教育法に基づく中学校第2・3学年に在学していること
- ②平成22年4月1日時点で、福生市に引き続き1年以上居住していること
- ③本事業による海外への派遣の経験がないこと
- ④心身ともに健康で、協調性に富み、規律ある団体行動ができること
- ⑤派遣生としての体験を生かし、帰国後も地域や学校において活発な活動ができること
- ⑥保護者の承認が得られること
- ⑦事前・事後を含め、すべての研修に参加できること
- ⑧保護者に市税等の未納がないこと

応募方法 応募要領を確認のうえ、参加申込書等を市役所第二棟2階社会教育課に持参し、提出してください(郵送不可)。 ※応募要領や参加申込書は市内各中学校及び社会教育課にあります。

応募期間 3月3日(水)～25日(木)

問合せ 社会教育課社会教育係 ☎551・1950

平成21年度福生市教育委員会表彰式を開催します

教育委員会では、教育、学術、技術、体育及び文化等に関して功績が顕著であった児童・生徒、学校教職員並びに個人及び団体の方々を対象に、平成21年度の教育委員会表彰式を次のとおり開催します。



日時 3月13日(土)午前10時～

場所 商工会館3階ホール

問合せ 教育委員会庶務課庶務係 ☎551・1930

「福生市教育振興基本計画(案)」に対する市民意見の要旨と教育委員会の考え方を公表しています

教育委員会では、「福生市教育振興基本計画(案)」に対する意見を募集しました。皆さんからいただいたご意見の要旨と市教育委員

会の考え方を市ホームページ、市役所1階情報スペース、教育委員会庶務課窓口(市役所第二棟2階)で公表しています。

問合せ 教育委員会庶務課庶務係 ☎551・1930

児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート

子どもたちがいきいきとしたまちは、活気のあるまちです。児童・生徒が音楽をとおして、「わがまち福生に元氣」の息吹を吹き込みます。

市民と小・中学生がふれあひ、支え合う「音楽のまちづくり」を目指すコンサートです。

日時 3月13日(土)午後1時30分開演

場所 市民会館大ホール(もくせいホール) ※入場無料

出演 第三・第六・第七小学校、第一・第二・第三中学校、福生吹奏楽団

第二中学校吹奏楽部スプリングコンサート2010

第二中学校吹奏楽部の一年間の活動のまとめとして開催します。

日時 3月21日(祝)午後1時30分開演(午後1時開場)

場所 市民会館大ホール(もくせいホール) ※入場無料

内容 【第一部】吹奏楽の響き 【第二部】ポップス・ア・ラ・カルト

問合せ 第二中学校 ☎551・1970

注意!! 納め忘れは ありませんか?

平成21年度分の市税等の納期限は3月1日(月)で過ぎています。納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

▼市・都民税(第1期～4期)

軽自動車等の変更手続き窓口

車種	取扱い窓口
・125cc以下の原動機付自転車 ・ミニカー ・小型特殊自動車	課税課市民税係 (市役所1階4番)
・軽二輪(125ccを超え250ccまで) ・小型二輪自動車(250ccを超えるもの)	東京運輸局八王子自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2034
軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽自動車検査協会 ☎042-557-6262

- ▼固定資産税(第1期～4期)
- ▼国民健康保険税(第1期～8期)
- ▼軽自動車税
- ▼介護保険料(第1期～8期)
- ▼後期高齢者医療保険料(第1期～8期)
- 納め忘れの場合は早急に納めてください。
- ※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。
- 問合せ** 取納課 ☎551・1578
- 軽自動車・バイクなどの変更手続きはお早めに**
- 軽自動車税は、毎年4月1日(賦課期日)現在、軽自動車や原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に、住所地の市町村が課税します。これらの車両を処分したり譲渡された方で、まだ廃車や名義変更の手続きをされていない方、住所変更をした方は、早めに左記の窓口で手続きを済ませてください。
- 問合せ** 課税課市民税係 ☎551・1610

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

納税者の方が、他の土地や家屋の価格と比較をして自己の土地や家屋の価格が適正かどうか判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます(納税義務者の方が自己の資産を確認する場合は、閲覧となります)。

また、借地、借家人の方も該当する借地、借家の価格(評価額)等を閲覧することができます。なお、固定資産課税台帳には、1月1日の現況をもとに、所有者ごとに土地、家屋、償却資産の価格、課税標準額などが記載されています。昨年中に新たに固定資産を取得された方や異動があった方は、この機会にご自分が所有されている固定資産を確認してください。

縦覧できる方 固定資産税の納税者および同居の家族もしくは、納税者の委任または代理人の選任を受けた方(納税者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)

閲覧できる方 固定資産税の納税義務者および同居の家族、借地借家人もしくは納税義務者の委任または代理人の選任を受けた方(納税義務者の委任状、代理人選任届等の書類が必要です)

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)(日曜・祝日及び土曜日の正午～午後1時は除く)

閲覧期間 4月1日(木)から通年(日曜・祝日・年末年始及び土曜日の正午～午後1時は除く)

縦覧・閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分(ただし水曜日は午後8時まで)

縦覧・閲覧方法 印鑑および本人確認ができるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証等)を持参のうえ、縦覧・閲覧場所へお越しください。なお、借地借家人の方が閲覧する場合は、その旨を証明できる書類(借地借家契約書の写し、地代家賃の領収書など)を持参してください。

手数料 縦覧期間中は縦覧および固定資産課税台帳の閲覧は無料です。

縦覧・閲覧場所 市役所1階4番課税課窓口

問合せ 課税課資産税係 ☎551・1614

都税についてのお知らせ

◆**自動車の登録変更はお済みですか?**

自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したり廃車した場合、登録変更の手続きが必要ですが、完了していないと、所有してない車に自動車税が課税され、トラブルの原因となる場合があります。早めに車検査登録事務所へ変更手続きを行ってください。

◆**自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください**

転居等により住所を変更した場合、車検証の変更登録手続きが必要ですが、変更登録手続きが遅れると、自動車税の納税通知書が届かない等の原因となります。やむを得ず手続きが遅れる場合は、自動車税住所変更届の電子申請や自動車税の問合せ受付ダイヤル ☎0570・064・171(PHS、IP電話からは ☎03・5985・7811)を利用して、納税通知書の送付先住所を変更してください。

詳しくは主税局のホームページ(<http://www.tax.ne.jp/tokyo.jp>)をご覧ください。

だくか、主税局課税部計画課自動車税係 ☎03・5388・2954

問合せ 東京都主税局課税部 ☎551・1969

犬の飼い主へお願い

公園内及び道路に犬の糞が多く、利用者が大変迷惑をしています。糞は放置したり、その場に埋めたりせず、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。また、尿の処理は、ペットボトル等に水をを入れて持ち歩き、排泄した場所を水で洗い流しましょう。

散歩の際は必ずひき綱を付け、公園内でも離さないでください。公園は犬の苦手な人や小さい子どもたちも利用します。マナーを守り、人と動物の調和のとれた共生社会実現のため、ご協力をお願いします。

問合せ 施設管理課管理担当 ☎551・1969

